



# 世田谷区の歴史文化を後世へ継承する 世田谷区立郷土資料館

通称ボロ市通り沿い、世田谷代官屋敷の敷地内に建つ世田谷区立郷土資料館。郷土の貴重な文化財を後世に受け継ぎ、区民の教養の向上及び教育、学術研究などに資することを目的に、世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集保管し、展示、講座の開催等の形で広く一般公開しています。設備改修工事による休館を経て、今年8月、装いを新たに再開館しました。

## ◆代官屋敷の敷地内に建てられた都内最初の公立地域博物館

区制30周年記念事業として  
昭和39(1964)年に開館

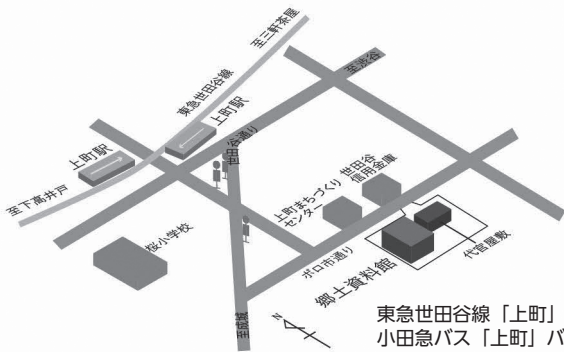
狭くなったことから、昭和62(1987)年に新館を増築し、現在に至っています。

世田谷区立郷土資料館は、区制30周年記念事業の一環として、昭和39(1964)年9月10日に開館した都内最初の公立地域博物館です。昭和37(1962)年に世田谷区が発行した『新修世田谷区史』の編纂を契機として、区内外における世田谷区に関する歴史・民俗資料等を収集保存し、その散逸を防ぐとともに、これらの資料を整理、調査研究し、その成果を広く一般に公開して社会教育の一端として役立たせ、文化財の知識を普及することを目的として設立しました。その後、

当館は、江戸時代中期以来、彦根藩世田谷領20カ村の代官を世襲した大場家の役宅「世田谷代官屋敷」(国指定重要文化財・都指定史跡)の敷地内に、一般財団法人大場代官屋敷保存会の協力により土地の無償貸付という形で建てられています。資料館内には世田谷代官屋敷について紹介するコーナーがあり、また小学校の社会科見学などで代官屋敷を訪れる児童・生徒に対して、当館の学芸員が解説を行う連携対応も行っていきます(事前予約制)。

### 世田谷区立郷土資料館・世田谷代官屋敷

- 住所：世田谷区世田谷1-29-18
- TEL：03-3429-4237
- 開館時間：9時～16時30分。「せたがやホテル祭り」と「サギ草市」(7月)と「世田谷のボロ市」(12月15・16日、1月15・16日)開催日は、行事終了時刻まで開館します。
- 休館日：毎週月曜日・祝日(月曜日が祝日の場合は翌日も)、年末年始
- 入館料：無料
- 世田谷区ホームページ  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/011/002/d00138265.html>



東急世田谷線「上町」駅、東急バス・小田急バス「上町」バス停下車徒歩5分

### 世田谷デジタルミュージアム

- 世田谷区内の文化財や関連資料をデジタルアーカイブ化した、誰もが気軽に貴重な文化財に触れることができるサイトです。郷土資料館で収蔵している文化財も一部ご覧になれます。
- <https://setagayadigitalmuseum.jp>



## 世田谷区内の歴史資料等を 収集し、保存及び展示する

郷土資料館の主な事業は、区内の歴史資料（出土品、古文書、美術品、民俗資料等）を収集し、または寄贈もしくは寄託を受けて、これを保存及び展示することです。歴史資料には区内の遺跡から発掘された出土品のほか、区民の方から寄贈いただいた江戸時代や明治時代の古文書、農具などもあります。東京23区の南西部に位置する世田谷区は、もともとは農村地帯で何代も続く旧家が多く、関東大震災や第二次世界大戦の被害も少なかったことなどから、各家の蔵などにこれらの歴史資料が残っていることがあります。

寄贈のお話をいただいた歴史資料は、まず受け入れるかどうかを精査し、受け入れが決まったら1点1点目録を作って整理します。整理した後、収蔵庫で大切に保存しますが、一部の資料は展示などで利用しています。歴史資料の整理業務は表立ってはいませんが、郷土資料館の事業の重要な部分を占めています。

## ワークショップや講演会等 さまざまな講座を開催

郷土資料館では、世田谷の歴史や文化を深く知っていただくため、世田谷区内在住・在勤・在学の方を対象にさまざまなテーマの講座を開催しています。夏休みには小学生を対象としたワークショップを開き、令和3年度は和紙を使った「折り染めミニかけ軸作り」、今年度は千代紙とスタンプで、物語風に作品を仕立てる「絵巻物をつくろう」を行いました。9月24日には、8月1日から10月22日まで開催している重要文化財保存処完了記念「野毛大塚古墳展」の記念講演会を開催しました。

今後は、10月28日から12月28日までの特別展「館藏品で見る 宗教美術の造形―仏教美術を中心に―」開催期間中に大学教授を招いての特別展記念講演、12月上旬に学芸員による民俗学講座、年明けには歴史講座「近世文書解読入門」（全4回×2）や美術史講座（全4回）を企画しています。

ワークショップや講座の開催が、親子連れや、今まで郷土資料館に来たことのない人が資料館に足を運ぶ

きっかけになればと考えています。

## 学芸員の案内で区内を歩く 野外歴史教室

座学の講座のほかに、区内の社寺や史跡をめぐる野外歴史教室を開催しています。学芸員がコースを設定し、所要所で歴史的な説明をしながら3時間ほどかけて歩く、まち歩きの講座です。平日の開催にもかかわらず、毎回応募者が定員の3倍になるほどの人気です。参加者からは、「長く住んでいるが、解説を聞いて初めて知った。」といった声も寄せられています。

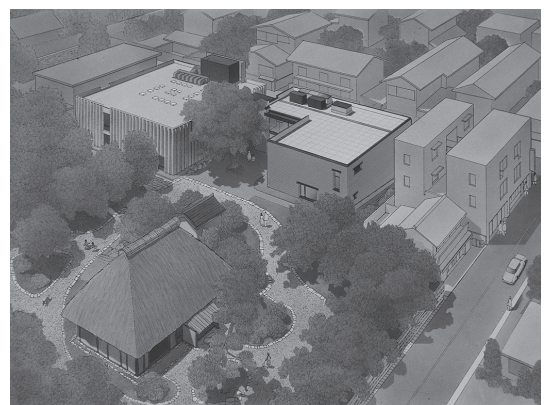
世田谷区には歴史のある社寺や史跡が多く、まち歩きができるコースもたくさんあります。これまでに大田区田園調布から世田谷区野毛にかけて国分寺崖線沿いに複数の古墳が点在する荏原台古墳群を歩くコースや、世田谷吉良氏ゆかりの地をめぐるコースなどを実施しました。今年11月には世田谷線の三軒茶屋を起点に世田谷山観音寺、軍事遺跡「陸軍野砲兵第一連隊兵営跡」など下馬の地域をめぐる野外歴史教室を開催する予定です。



世田谷代官屋敷



世田谷区立郷土資料館



世田谷区立郷土資料館俯瞰図  
(昭和62年 前川國男建築設計事務所)



# ◆設備改修工事による1年4カ月の休館を経て、常設展示も新たに再開館

## 設備の老朽化改善のため 電気設備や機械設備を更新

当館開館後、本館は60年近く、新館は35年が経過し、設備の老朽化が顕著になってきたことから、安定的な運営を確保するために、令和4年4月1日から令和5年7月31日まで休館し、電気設備や機械設備の更新を主とする大規模な改修工事を実施しました。機械設備では、館内の空調設備をはじめ、消火設備、給水設備、排水設備を大幅に更新。電気設備では、館内の照明を全面的にLED化して維持管理コストを削減しました。

本館と新館の2階の壁面展示ケースは、内装改修と照明LED化により、展示環境の改善を図りました。また、展示ケース内の照明は、調光・調色機能を充実させ、展示における演出を多彩にすることが可能となりました。

## 土層柱状図を設置し 時代順にわかりやすく展示

当館では改修工事後の再開館にあわせて、常設展示をリニューアルし

た。展示は旧石器時代から近現代まで、時代順に世田谷の歴史と文化を辿る形ですが、時代の流れをより理解しやすくするために、本館1階入口付近の吹き抜け部分の壁面に高さ約4・8メートルの土層柱状図（土の中から発掘された出土品を時代とともに模式化した図）を設置しました。ここから旧石器、縄文、弥生…と、時代ごとの

コーナーを巡りますが、土層柱状図の中にあつた出土品を各コーナーの展示の中から見つける楽しみもあります。

## 戦後から高度成長期までの 展示スペースを拡大

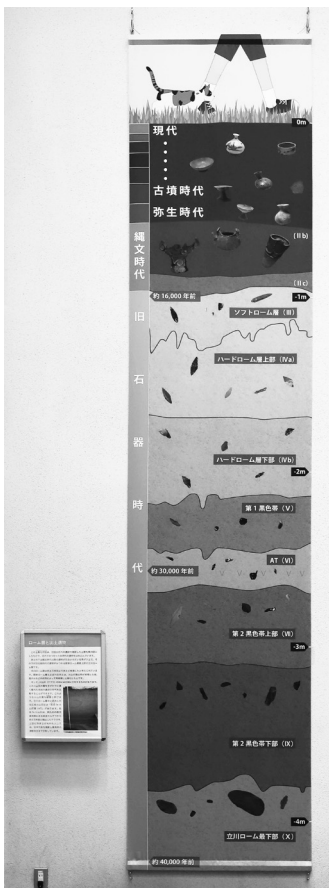
旧石器時代から現代までの出土品や古文書等の展示はリニューアル前から充実していました。第二次世界大戦後から高度経済成長期までの展示が少なかったため、今回大幅に展示スペースを増やしました。当館では年間約30校の小学校の社会科学見学を受け入れており、学校側から学習内容として電気・水道・ガスが整備される前の暮らしの道具や世田谷の様子に移り変わりに触れてほしいという要望があつたことも理由の一つで

す。ポップアップトースター、保温機能付電気釜、プラスチック製扇風機などの家電製品を中心に展示しています。

## 世田谷の生活文化と 美術に関する展示を新設

今回のリニューアルで新設したのは、新館2階の「民俗」と「美術」のコーナーです。「民俗」とは人々が生活の中において生み出し、継承してきた衣食住や慣習、生業、信仰、年中行事及びこれらに用いられる衣服や道具など生活の変化を示すもので、神社のお札、世田谷の名産・大蔵大根のレプリカなどを展示。また「民俗」のコーナーには、「洗濯の道具」など、子ども向けにテーマを決めた小さな企画展示もあります。「美術」のコーナーでは、江戸時代から現代までの世田谷にゆかりのある画家や文人の作品や史料、

区内の旧家や社寺に伝わる文芸作品などを展示しています。



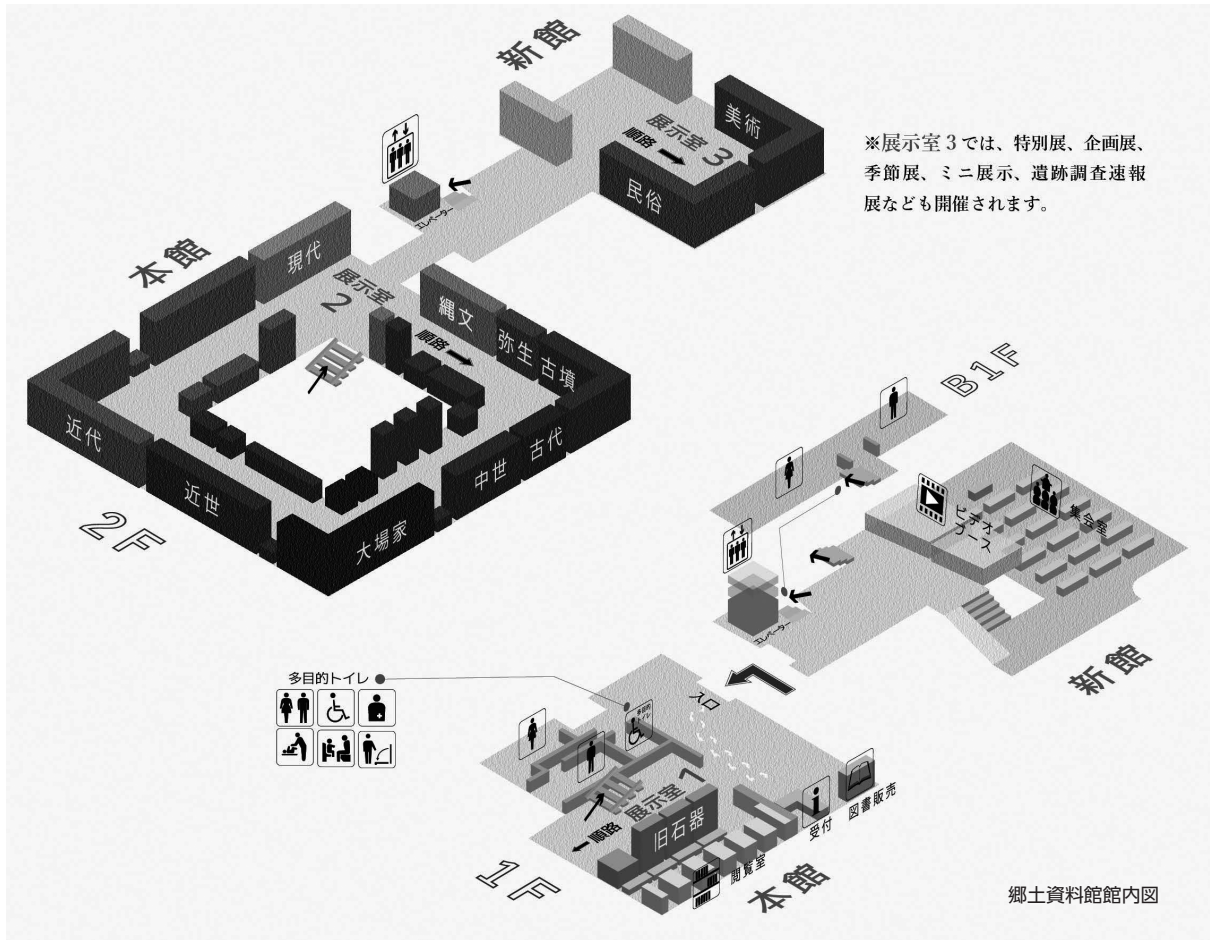
世田谷区の地層を  
図にした土層柱状図



触って遊びながら学べる  
「体験コーナー」



改修工事を機に  
リニューアルした常設展示



郷土資料館館内図

## 実際に触って展示に親しむ

念頭に置き、来館者が展示に親しむきっかけになればとの思いから設けたコーナーです。

手に取って遊びながら学べる「体験コーナー」も新設しました。展示品を見るだけでなく、出土した石器に使われている石材に実際に触れてみる、パズルを組み合わせて縄文土器の形を作るなどの体験ができます。「将来を担う世代が世田谷の歴史と文化への理解ができるように工夫を凝らす」ことを目指しています。

8月の再開館以来、当館への来館者が増えています。これを一過性にしないためにも、今後も展示の工夫をはじめ、講座など展示以外の事業の充実、収蔵資料の徹底した保存・保管と利活用、インターネットによる発信等、さまざまな課題に取り組んでいきたいと思っています。

## リニューアル記念展示第1弾

### 重要文化財保存処理完了記念「野毛大塚古墳展」

野毛大塚古墳は国分寺崖線上の高台、上野毛から尾山台にかけて広がる野毛古墳群のなかで最大規模の古墳です。出土品は、古墳時代中期の東日本を代表する資料で、畿内の中央政権と東国の関係を示す貴重なものとして、平成28(2016)年に国の重要文化財に指定されています。出土品の保存処理は出土した際に行われていたのですが、経年劣化は避けられません。世田谷区立郷土資料館では平成30年度から令和4年度にかけての5か年計画で、再処理という形で保存修復処理事業を行いました。

この保存処理完了を記念して、8月1日から10月22日まで「野毛大塚古墳展」を開催しています。展示では、保存修復処理に着目し、それぞれの出土品の横にパネルを配して修復の際に使用した薬剤の名称や修復の仕方等を詳しく説明しています。この機会に、出土品だけではなく最新の保存処理技術についてもじっくりとご覧ください。





# 特別区議会議長会、 東京都に対し要望活動を実施



黒沼東京都副知事（左から5人目）に要望書を手渡す  
山本会長（左から4人目）、丸山副会長（右から4人目）、  
池田会計監事（左から3人目）、瓜生幹事（右から3人目）、  
押見幹事（左から2人目）、田中幹事（右から2人目）、  
福田幹事（左から1人目）、秋谷参与（右から1人目）

特別区議会議長会は8月21日、令和6年度の東京都の施策及び予算に関する要望活動を行いました。

要望内容は、各区議会議長から提出された項目をもとに、7月の議長会総会で決定されたものです。

山本香代子会長（江東区議会議長）をはじめ、役員議長8名が都庁を訪れ、黒沼靖東京都副知事らと面談しました。

はじめに、山本会長から6項目の要望事項について趣旨説明を行いました。少子化対策及び子ども・若者支援の要望では、給食費無償化に対する地域間格差の是正や高校生相当世代までの医療費完全無償化のための財政支援を求め、児童相談所設置に向けた財源措置では、現在の児童相談所運営に係る都区財政調整の配分割合に関する都区間の見解の隔たりを述べたうえで、基準財政需要額への実態に見合った算定と配分割合の引き上げ等を求めました。そのほか「いずれの要望事項も特別区にとつて、緊急かつ重要な課題であるので、その実現に向け、ご努力いただくようお願いしたい。」と要請しました。

## 令和6年度東京都の施策及び予算に関する要望事項

要 望 事 項
1 少子化対策及び子ども・若者支援に関する要望
2 児童相談所設置に向けた財源措置を求める要望
3 鉄道連続立体交差事業の一層の推進を求める要望
4 防犯カメラの維持管理費等に係る町会・自治会等の負担軽減を求める要望
5 教員不足解消に向けた取組の更なる充実を求める要望
6 路上生活者対策事業の充実を求める要望

黒沼副知事からは、「児童相談所に関する都区財政調整協議については、現在、都区の見解が乖離しているが、この乖離を埋めるために、特別区長会と共同で新たな会議体を設置し、配分割合の前段となる議論から進めることとなった。都区で真摯に取り組み、一步一步、議論前に進めていく。」

また、全国知事会議において、都知事から、国による地方税の「偏在是正措置」について、「地方交付税を加えた人口一人当たりの一般財源は、都は全国平均以下の水準であり、むしろ逆偏在の状況である」と強く主張するなど、エビデンスを示しながら反論した。これまで



要望活動の様子

の不合理な偏在是正措置は、法人事業税のみならず、法人住民税にも影響を及ぼしており、都区双方にとって深刻な課題である。都では過去16年間の累計で、その額は約7・9兆円にも達しており、特別区も昨年度までの累計で約1・1兆円もの影響を受けているのは案内のとおりである。都区で同じ危機感を持って、東京全体の財源を守っていく必要がある。

本日、いただいたご要望については、「未来の東京」戦略の推進や来年度予算に向けて、真摯に対応を検討していく。

東京には、脱炭素、DX・GX、防災・強靱化、国際競争力など、加速度的な取組が必要な課題が山積している。都と特別区が連携・協力して、今日的な課題に向き合い、スピーディに対応していくことが肝要であると考える。今後とも、都政への特別区議会の皆様の御理解と御協力をいただきたい。」等の発言がありました。

### 【東京都議会への支援要請活動】

8月22日、山本会長をはじめ9名の役員議長が都議会を訪れ、都議会の三宅議長・本橋副議長及び主要会派に対し、要望事項の実現に向けた支援を要請しました。



東京都議会への支援要請活動  
山本会長（左）、三宅東京都議会議長（右）

「令和6年度東京都の施策及び予算に関する要望」の本文は、特別区議会議長会ホームページ（[www.tokyo23city-gichokai.jp](http://www.tokyo23city-gichokai.jp)）を「ご覧ください」。

（特別区議会議長会事務局）

# 令和5年度都区財政調整協議まとまる ～都区の配分割合の協議は今後も継続～

## 財調協議の概要

### ◆協議の特徴

昨年の12月2日から始まった令和5年度都区財政調整協議は、本年9月6日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、円安の進行などによる物価の高騰、ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境が不透明感を増す中での協議となりました。

また、特別区における児童相談所の設置は都

と特別区の役割分担の大幅な変更には該当するため、その関連経費の影響について、必要財源が担保されるよう、都区の配分割合を見直すという、非常に重要な協議でした。

### ◆配分割合見直しの協議

配分割合の見直しについて、都区の考え方には大きな隔たりがあり、協議を一時中断し、区長会で議論を行ってききましたが、都区の協議は膠着していました。その後、都側から「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、

令和4年度の協議を継続する」という新たな提案が示されました。配分割合は、55・1%を維持することを確認し、これ以上、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を進展させていくうえで望ましくないという判断のもと、都区間の配分割合に関する事項については、今後も協議を継続し、早期に結論を出すことを前提に区長会として了承することで整理しました。その後、協議が再開（書面開催）され、結果、都側の提案を受け入れる形で整理しました。

表1 令和5年度当初フレームにおける協議課題の整理

#### (1) 都区間の財源配分に関する事項

##### ○配分割合の協議の継続（児童相談所関連経費）

当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続する。

#### (2) 特別区相互間の財政調整に関する事項

1. 新規算定	8項目
○議会運営費（タブレット端末運用経費）	
○企画調査費（区民意識意向調査経費）	
○全国手話言語市区長会負担金	
○重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費	
○養育費確保支援事業費	
○公衆喫煙所維持管理費	
○【小学校費】医療的ケア児支援経費	
○【小・中学校費】学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）	
2. 算定改善等	28項目
〈算定充実〉	16項目
○法務管理費	
○防災行政無線システム維持管理費	
○安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）	
○地域コミュニティ活動支援費	
○公金取扱手数料（受託業務経費）	
○放課後児童クラブ事業費	
○認証保育所運営費等事業費	
○私立保育所施設型給付費等	
○【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	
○予防接種費（子宮頸がん）	
○予防接種費（インフルエンザ）	
○区営住宅維持管理費	
○都市整備総務費（緑化助成経費）	
○【小・中学校費】学校運営費（用務委託）	
○教職員健康管理費（産業医報酬）	
○私立幼稚園施設型給付費	
〈事業費の見直し〉	5項目
○出張所管理運営費	
○待機児童保育事業費	
○保育力強化事業費	
○衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）	
○【小・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）	
〈算定方法の改善等〉	7項目
○情報セキュリティクラウド運用経費	
○【態容補正】児童相談所関連経費	
○予防接種費（ロタウイルス）	
○街路灯維持補修費	
○【小・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）	
○【投資】投資的経費の見直し（建築工事）	
○【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	
3. その他	2項目
○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定	
○公共施設改築工事費の臨時的算定	

## ◆区間配分の協議

特別区相互間の財政調整に関する事項について、区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善・廃止項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、焦点となっていた児童相談所関連経費の算定改善、投資的経費（建築工事）の見直しをはじめ、議会運営費（タブレット端末運用経費）、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費、学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）など、23区間で主体的に調整して提案した事項については、相当程度反映することとなりました。

## ◆財調上の諸課題の協議

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題については、以下のような協議が行われました。

### ○特別交付金

各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げることを求めました。

しかしながら、都側は、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごと異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である。」などと主張し、都区の見解を一致させることができず、協議不調となりました。

また、区側で特別交付金の算定除外となった経費について分析したところ、普遍性を理由に普通交付金で算定されていないにも関わらず、

特別交付金で「標準算定対象」として除外された事業があることを指摘しましたが、都側からは、具体的な算定はないが、標準区経費の対象であるため、特別交付金の算定対象外と取り扱っているとの見解が示されました。

区側は、自主財源事業でないものについては、財調の財源保障機能を担保するためにも、少なくとも特別交付金で算定されるべきと主張しましたが、都区の見解を一致させることができず、協議不調となりました。

### ○都市計画交付金

特別区への都市計画税の配分のあり方について、改めて総務省に照会し都区間で適切に協議をする旨の回答を得たことを踏まえ、交付金総額の拡大や、交付率の上限撤廃、交付基準単価の改善のほか、財調協議での議論の実施などを求めましたが、都側からは、都市計画税が地方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、都の予算により対応していくとの見解が示されました。

こうした都側の見解を受け、区側としては、制度上に問題があると言わざるを得ず、国に制度改正を求めることも検討せざるを得ないと反論しました。（令和5年7月31日に実施した「令和6年度国の施策及び予算に関する要望」において、総務省への要望事項として追加）

## 令和5年度財調フレーム協議

### ◆財源見直し

財調交付金の財源となる調整税は、市町村民法法人分が増となったことなどにより、2兆1102億円、昨年度と比べ、1305億円、6.6%の増となりました。

財調交付金総額は、1兆1944億円、昨年度と比べ851億円、7.7%の増となりました。

た。

基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、1兆3235億円、今年度と比べ、900億円、7.3%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆4582億円、今年度と比べ、1708億円、7.5%の増となりました。

### ◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○児童相談所関連経費

令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容の見直しを提案しました。

また、現在、児童福祉費の態容補正Ⅲにて算定されている措置費及び旧東京都単独補助事業に係る経費については、実際の措置児童数に応じた算定となるよう、新たな態容補正を提案しました。

一部数値の精査はあったものの、概ね区の実績に見合うように整理されました。

また、態容補正についても、区案のとおり整理されました。

#### ○投資的経費の見直し（建築工事）

建築単価について、特別区の実態に見合うよう、各区決算を踏まえた設定に見直す提案をしました。あわせて、一部施設について、長寿命化を踏まえた年度事業量の改定を提案しました。また、改築及び改修単価については、各区予算単価の上昇率に基づき毎年改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案しました。

しかしながら、都側からは、改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した改築単価の設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが



妥当であることを検証する必要があるとの見解が示され、都区の見解が一致しませんでした。このため、区側は、現時点で都区の見解を一致させることは困難であることから、改築及び改修単価について、少なくとも平成25年度以後の各区予算単価の上昇率を反映するように求めました。

なお、そのことにあわせて事業量の見直しについては、提案取下げとしました。また、物騰率の見直しについては、引き続き見直しを求めました。

都側からは、引き続き協議を行っていく必要があるため、区の修正案を次の見直しまでの臨時的な取扱いとする都案が示されました。

臨時ではあるものの、物騰率や単価について一定程度改善されたことから、都案のとおり整理されました。

○その他の調整項目

高校生等医療費助成事業費について、令和7年度までの臨時的な対応として、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、基準財政需要額に算定するよう提案しました。

しかしながら、都側は、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると主張し、意見が食い違うこととなりました。区側は本事業が開始されることになった、これまでの経緯を踏まえて、区案のとおり整理するよう強く主張しましたが、都区の見解を一致させることができず、協議不調となりました。

また、普通交付金の財源を踏まえた対応として、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定、公共施設改築工事費の臨時的算定を行うこととなりました。

表2 令和5年度都区財政調整（フレーム対比）（単位：百万円、%）

区 分		令和5年度 当初見込 ア	令和4年度 当初見込 イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増 減 率 エ=ウ/イ
調整税等	固 定 資 産 税	1,426,136	1,354,336	71,800	5.3
	市 町 村 民 税 法 人 分	598,533	550,694	47,839	8.7
	特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0
	法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	85,349	74,610	10,739	14.4
	固定資産税減収補填特別交付金	126	3	123	善増
	計 (A)	2,110,153	1,979,653	130,500	6.6
交付額	(A)×55.1%	1,162,695	1,090,789	71,906	6.6
	精 算 分	31,722	18,548	13,174	-
	交 付 金 総 額 (B)	1,194,416	1,109,336	85,080	7.7
	普通交付金分 (B)×95%	1,134,696	1,053,870	80,826	7.7
基準財政収入額 (C)		1,323,513	1,233,542	89,971	7.3
内 訳	特 別 区 民 税	945,169	894,642	50,527	5.6
	地 方 消 費 税 交 付 金	237,019	200,958	36,061	17.9
	そ の 他	141,325	137,942	3,383	2.5
基準財政需要額 (D)		2,458,209	2,287,411	170,798	7.5
内 訳	経 常 的 経 費	1,958,564	1,919,255	39,309	2.0
	投 資 的 経 費	499,645	368,156	131,489	35.7
差 引 (D-C)		1,134,696	1,053,870	80,826	7.7

※端数処理の関係上、縦横の計が合わない場合があります。



## 第2回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、9月6日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して吉住健一特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

[https://www.youtube.com/watch?v=qEBA4Gv\\_yufg](https://www.youtube.com/watch?v=qEBA4Gv_yufg)

(特別区長会事務局)

表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

令和4年度の都区財政調整協議は、円安の進行などによる物価の高騰、ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境が不透明感を増す中での協議となった。

今回は、都区間の財源配分のあり方について議論し、配分割合の変更を議論する、非常に重要な協議であった。

区側は、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じるものであるため、財調の配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案した。

この度、これ以上、令和4年度の都区財政調整協議の中断を長引かせることは、都区の連携を進展させていくうえで望ましくないという判断のもと、都区間の配分割合に関する事項については、今後も協議を継続し、早期に結論を出すということを前提に区長会として了承する。

次に、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の見直しを始め、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ることができたのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、特別交付金の割合の引下げなどについては、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、令和6年度財調協議に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

今なお続く、物価高騰への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第2号までの協議案を了承する。



令和5年度第2回都区協議会（令和5年9月6日）

## 葛飾区が児童相談所を開設

10月1日、葛飾区が児童相談所を開設しました。特別区の児童相談所設置は、8区目となります。



<設置場所>  
葛飾区立石二丁目30番1号  
<建物概要>  
延床面積：4044.78m<sup>2</sup>  
地上4階建て  
<施設概要>  
「青い空・白い雲・緑の自然」を外壁色と緑化で表現し、自然豊かで温かみがあり、来庁者の緊張感を軽減する優しい外観とした。

(特別区長会事務局)

# 「茨城ふるさとフェア」を 10月19日開催

茨城県の市町村と特別区が相互理解と交流を深めることを目的に、昨年度も好評をいただいた都市交流事業「茨城ふるさとフェア」を開催します。

茨城県ならではの魅力ある特産品、農産物、観光情報が東京区政会館に大集合します。

茨城県の魅力がいっぱいのイベントに、ぜひお越しください。

## 【日時】

令和5年10月19日（木）11時～15時  
（荒天時は中止）

## 【場所】

東京区政会館前オープンスペース  
（千代田区飯田橋3-5-1）

## 【主催】

茨城県、公益財団法人特別区協議会

## 【後援】

千代田区

## 【参加団体】（予定）

日立市、常陸太田市、大子町、笠間市、小美玉市、城里町、東海村、潮来市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、美浦村、利根町、稲敷市、古河市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、イバラキセンス（茨城県アンテナショップ）

## 【問い合わせ先】

公益財団法人特別区協議会事業部事業推進課  
03-5210-9076

※イベントが中止となる場合は、（公財）特別区協議会ホームページでお知らせします。

（茨城県・特別区協議会事業部）



昨年のフェアの様子

## 特別区長会調査研究機構 令和6年度新規調査研究 テーマの紹介について

特別区長会調査研究機構では、特別区や地方行政に関わる課題を研究機関や地方自治体と連携して調査研究を行っています。

令和6年度の新規研究テーマについて各区からの提案を募集したところ、4つのテーマの応募がありました。今後の調整を経て、研究活動が行われることとなります。

各テーマの研究プロジェクトは、区職員のほか学識経験者、専門家等で構成され、令和6年度の一年間を通じて、調査研究を行います。調査研究の成果は、テーマごとに報告書としてまとめ、発行する予定です。報告書は、機構のホームページに掲載する予定です。

また、翌年度の令和7年7月には、令和6年度の調査研究の成果を発表する報告会の開催も予定しています。これまでに開催した報告会の様子は、当機構のYouTubeチャンネルで、アーカイブ配信しています。

テーマ名	提案区
区民等の理解と共感を醸成するための情報発信のあり方	港区
生活保護受給者の日常生活上の支援の現状と今後の課題	大田区
特別区における老朽マンション対策の推進	大田区
生成AIを活用した特別区におけるDXの推進	葛飾区



機構Youtube  
チャンネル

（特別区長会調査研究機構事務局）

## 令和5年第3回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の結果

9月14日(木)に第3回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

#### ○認定案件

- ・令和4年度特別区人事・厚生事務組合歳入歳出決算の認定について (認定)

#### ○条例案件

- ・特別区人事・厚生事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例 (可決)
- ・特別区人事・厚生事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・特別区人事・厚生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・特別区人事・厚生事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・特別区人事・厚生事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

#### ○報告案件

- ・特別区人事・厚生事務組合教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の報告(令和4年度)について (了承)

(特別区人事・厚生事務組合総務部)

## 令和5年第3回特別区競馬組合議会定例会の結果

9月15日に第3回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

#### ○特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

- ・特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (可決)

#### ○特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

- ・特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第1号) (可決)

#### ○令和4年度特別区競馬組合決算の認定について

- ・特別区分配金について (認定)

(特別区競馬組合議会事務局)

## 令和5年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の結果

9月26日に第3回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

- ・令和5年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号) (可決)

#### ○東京二十三区清掃一部事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例

- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

#### ○東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

#### ○東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- ・足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について (可決)

#### ○中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

- ・中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について (可決)

#### ○有明清掃工場管路収集プラント制御用電算システム整備工事請負契約の締結について

- ・有明清掃工場管路収集プラント制御用電算システム整備工事請負契約の締結について (可決)

#### ○中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について

- ・中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について (可決)
- ・令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について (認定)

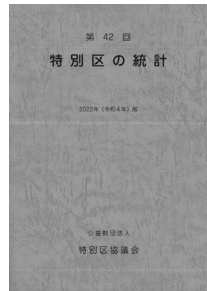
(東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局)



## 特別区協議会刊行物のご紹介

▼第42回 特別区の統計 2022年（令和4年）版

東京23区の各行政分野における基礎的な数値をとりまとめたデータ集です。冊子を特別区自治情報・交流センター窓口にて販売しています。また、昭和56年版からのバックナンバーも閲覧可能です。特別区協議会ホームページでは、平成19年版以降のデータをExcel形式により掲載し、随時更新しています。



### ▼東京23区のことを知りたい人に

本紙は、「とくべつクマ」がナビゲーターとなって、イラストや写真などを用いながら、目で見てわかりやすく「特別区」をご紹介します。パンフレットです。東京23区的位置と名称から始まり、市町村との比較や政令指定都市の区との違いなどをとくべつクマが解説します。特別区自治情報・交流センターで配布中です。



★これらの刊行物の他にも、特別区の制度や歴史を紹介する冊子を特別区自治情報・交流センターにて配布しています。ぜひご覧ください。

（公益財団法人特別区協議会事業部）

## 公益財団法人特別区協議会紹介動画を配信しています

公益財団法人特別区協議会では、当協議会について、特別区職員に一層の関心を持ってもらい、当協議会の活用をいただくために「公益財団法人特別区協議会紹介動画」を配信しています。動画では、とくべつクマ®（当協議会のマスコットキャラクター）が案内役として、3つのテーマをご紹介します。

（テーマ1）

特別区の行政資料や東京都大都市地域の歴史的資料を中心とした、特別区の自治に関する資料収集・提供・管理を行う「特別区自治情報・交流センター」のご紹介。

（テーマ2）

特別区や大学、その他の研究機関等と連携し、特別区及び地方行政に関わる課題について調査研究を行う「特別区長会調査研究機構」のご紹介（当協議会は特別区長会からの委嘱を受けています）。

（テーマ3）

特別区と全国各地との信頼関係・絆を強化し、双方の発展のために連携を深め、各地域の経済の活性化、まちの元気につながる取り組みを行う「特別区全国連携プロジェクト」のご紹介（事業に関して、特別区長会と連携して取り組んでいます）。

当協議会について、わかりやすくご紹介しているので、ぜひご覧ください。



動画は、当協議会のYouTubeチャンネルでご覧いただけます。

【動画の様子】



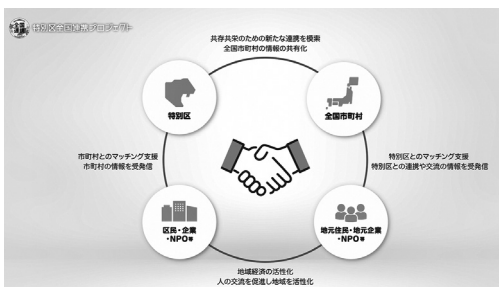
オープニングの様子



テーマ2の様子



テーマ1の様子



テーマ3の様子

（公益財団法人特別区協議会事業部）

# 特別区立幼稚園教員採用候補者選考の実施結果

(特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局)

項目	採用年度	5年度	4年度
A 申込者数(名)		244	236
B 第1次選考免除者数(名)		8	6
C 第1次選考受験者数(名)		186	182
D 受験率(%) (C/(A-B))		78.8	79.1
E 第1次選考合格者数(名)		122	123
F 合格率(%) (E/C)		65.6	67.6
G 第2次選考受験対象者数(名) (B+E)		130	129
H 第2次選考受験者数(名)		121	117
I 第2次選考受験率(%) (H/G)		93.1	90.7
J 最終合格者数(名)		22	16
K 最終合格率(%) (J/(B+C))		11.3	8.5
L 補欠者数(名)		48	52

9月7日(木)に、今年度の特別区立幼稚園教員採用候補者選考の最終合格発表を行いました。  
 本年は、第1次選考の筆記試験を186名が受験しました。第1次選考合格者及び第1次選考免除者を対象とした実技と面接試験による第2次選考の受験者数は121名でした。  
 その結果、合格者22名、補欠者48名となりました。前年度より合格者は6名増で、最終合格率は、11.3%となりました。  
 今後、各区教育委員会に対し、選考結果に基づき採用候補者の提示を行っていく予定です。

(特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局)

選考区分	園長選考	副園長第1次選考
受験者数(名) A	8 (10)	7 (6)
合格者数(名) B	7 (9)	7 (6)
合格率(%) B/A	87.5 (90.0)	100.0 (100.0)

※副園長第1次選考受験者7名は、筆記試験免除  
 ※( )内は昨年度実績

筆記試験は、園長選考(論文提出)及び副園長選考(管理職養成研修受講)を7月に実施し、面接試験は園長・副園長選考ともに8月19日(土)に実施しました。  
 実施結果は、表のとおりです。

## 特別区立幼稚園園長選考及び副園長第1次選考の実施結果

## 令和5年9月 区長会・議長の主な案件等

### 区長会

9.14

### 議長会

9.15

- 第2回国民健康保険制度に関する検討PTについて
- 「厚生関係施設再編整備計画」の中間見直しについて
- 「ゼロカーボンシティ特別区」に向けた取り組みへの対応について
- 大井競馬場の再整備に向けた積み立てについて
- 各団体議会等提出予定案件について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 令和5年人事院勧告について
- 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」リニューアル及び全世帯配布について
- 都区財政調整協議について
- 令和5年度第2回都区協議会について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 令和5年6月29日からの大雨・令和5年7月7日からの大雨による災害に係る被災自治体への支援について
- 児童相談所設置区による共同処理組織の設置について(情報提供)
- 令和5年度北京市区との友好交流事業について
- 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」(検討部会)について
- (特別区区長会事務局)
- 都区協議会の概要について
- 議長会の要望活動について
- 全国市議会議長会産業経済委員会結果報告について
- 令和6年度特別区議会議長会予算の編成方針について
- (特別区議会議長会事務局)

# 令和5年度 管理職選考種別 I 類の筆記考査実施状況

## 昨年度に比べ受験者数及び受験率は増加

令和5年度管理職選考受験状況総括表

1 I 類(全部、分割及び免除受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	有資格者数			申込者数			申込率			受験者数			受験率		
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減
I 類	事務	12,810	13,073	△263	557	510	47	4.3	3.9	0.4	488	441	47	87.6	86.5	1.1
	技術 I(土木造園)	674	675	△1	75	94	△19	11.1	13.9	△2.8	68	83	△15	90.7	88.3	2.4
	II(建築)	526	528	△2	69	61	8	13.1	11.6	1.5	62	56	6	89.9	91.8	△1.9
	III(その他)	1,396	1,417	△21	64	67	△3	4.6	4.7	△0.1	62	61	1	96.9	91.0	5.9
	小計	2,596	2,620	△24	208	222	△14	8.0	8.5	△0.5	192	200	△8	92.3	90.1	2.2
合計	15,406	15,693	△287	765	732	33	5.0	4.7	0.3	680	641	39	88.9	87.6	1.3	

2 I 類(前倒し受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	有資格者数			申込者数			申込率			受験者数			受験率		
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減
I 類(前倒し)	事務	3,427	3,383	44	307	283	24	9.0	8.4	0.6	278	254	24	90.6	89.8	0.8
	技術 I(土木造園)	221	221	0	35	30	5	15.8	13.6	2.2	31	26	5	88.6	86.7	1.9
	II(建築)	174	181	△7	18	24	△6	10.3	13.3	△3.0	18	21	△3	100.0	87.5	12.5
	III(その他)	372	376	△4	16	19	△3	4.3	5.1	△0.8	15	17	△2	93.8	89.5	4.3
	小計	767	778	△11	69	73	△4	9.0	9.4	△0.4	64	64	0	92.8	87.7	5.1
合計	4,194	4,161	33	376	356	20	9.0	8.6	0.4	342	318	24	91.0	89.3	1.7	

I 類 受験方式別内訳

1-1 I 類(全部受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	申込者数			受験者数			受験率		
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減
I 類(全部)	事務	217	214	3	184	178	6	84.8	83.2	1.6
	技術 I(土木造園)	23	30	△7	23	25	△2	100.0	83.3	16.7
	II(建築)	21	25	△4	18	23	△5	85.7	92.0	△6.3
	III(その他)	15	14	1	15	11	4	100.0	78.6	21.4
	小計	59	69	△10	56	59	△3	94.9	85.5	9.4
合計	276	283	△7	240	237	3	87.0	83.7	3.3	

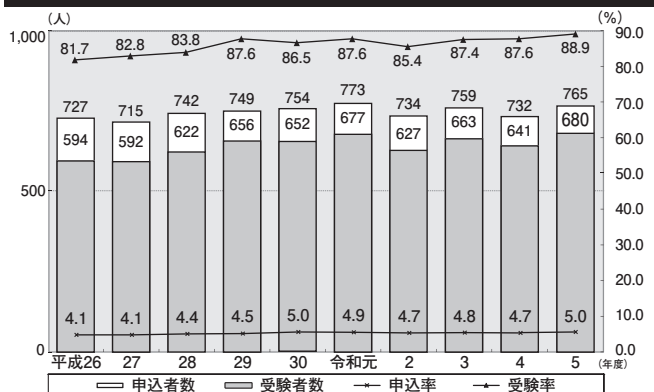
1-2 I 類(免除受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	免除者数			申込者数			申込率			受験者数			受験率		
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減
I 類(免除)	事務	317	275	42	221	170	51	69.7	61.8	7.9	204	158	46	92.3	92.9	△0.6
	技術 I(土木造園)	35	49	△14	29	44	△15	82.9	89.8	△6.9	28	42	△14	96.6	95.5	1.1
	II(建築)	36	27	9	30	19	11	83.3	70.4	12.9	28	18	10	93.3	94.7	△1.4
	III(その他)	41	47	△6	31	37	△6	75.6	78.7	△3.1	31	35	△4	100.0	94.6	5.4
	小計	112	123	△11	90	100	△10	80.4	81.3	△0.9	87	95	△8	96.7	95.0	1.7
合計	429	398	31	311	270	41	72.5	67.8	4.7	291	253	38	93.6	93.7	△0.1	

1-3 I 類(分割受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	申込者数			受験者数			受験率		
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減
I 類(分割)	事務	119	126	△7	100	105	△5	84.0	83.3	0.7
	技術 I(土木造園)	23	20	3	17	16	1	73.9	80.0	△6.1
	II(建築)	18	17	1	16	15	1	88.9	88.2	0.7
	III(その他)	18	16	2	16	15	1	88.9	93.8	△4.9
	小計	59	53	6	49	46	3	83.1	86.8	△3.7
合計	178	179	△1	149	151	△2	83.7	84.4	△0.7	

管理職選考種別 I 類の受験者数及び受験率等の推移 (10年間)



特別区人事委員会は、8月19日(土)に令和5年度管理職選考種別 I 類の筆記考査を大妻女子大学において実施しました。

〈全体の受験状況〉  
全部、分割(※1)及び免除受験方式(※2)の受験者数は680人で39人増加し、受験率も88.9%で1.3ポイント増加しました。

〈受験方式別の受験状況〉  
全部受験方式の受験者数は240人で3人増加、分割受験方式の受験者数は149人で2人減少、前倒し受験方式(※3)の受

験者数は342人で24人増加しました。

受験率は全部受験方式及び前倒し受験方式で増加し、分割受験方式で減少しました。

なお、免除受験方式の受験者数は291人で38人増加し、受験率は93.6%で0.1ポイント減少しました。

〈今年度の特徴〉  
今年度の受験率は、全部受験方式において3.3ポイント増加したこと、全部、分割及び免除受験方式を合わせた受験率が直近10年間で最も高い数値となりました。

た。また、前倒し受験方式の受験率も昨年度に比べて増加しており、ライフプランに合わせ、積極的かつ計画的に受験をしている方が増加しているものと考えられます。

〈今後の予定〉  
口頭試問進出者の通知  
9月27日(水)  
口頭試問  
10月14日(土)及び15日(日)のうち指定する1日  
合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知  
10月27日(金)

(※1) 分割受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式です。

(※2) 免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。

(※3) 前倒し受験方式とは、主任の職にあり、その在職期間が3〜5年目の人(経験者採用制度により採用された人等の特例あり)が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式です。



# 特別区職員経験者採用試験・選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験 第1次試験・選考実施状況

令和5年度 経験者採用試験・選考 第1次試験・選考実施状況

採用区分	試験・選考区分	採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C/B (%)	倍率 C/A (倍)
1級職	事務(一般事務)	207	1,516	1,146	75.6	5.5
	事務(ICT)	23	48	41	85.4	1.8
	土木造園(土木)	27	50	41	82.0	1.5
	建築	34	37	32	86.5	0.9
	機械	9	41	33	80.5	3.7
	電気	10	34	25	73.5	2.5
	福祉	46	63	45	71.4	1.0
	児童福祉	23	39	38	97.4	1.7
	児童指導	16	16	14	87.5	0.9
	児童心理	15	34	33	97.1	2.2
	小計	410	1,878	1,448	77.1	3.5
(主任) 2級職	事務	86	1,004	720	71.7	8.4
	事務(ICT)	19	55	45	81.8	2.4
	土木造園(土木)	11	48	40	83.3	3.6
	建築	17	46	29	63.0	1.7
	福祉	28	39	26	66.7	0.9
	児童福祉	17	28	25	89.3	1.5
	児童指導	10	9	9	100.0	0.9
	児童心理	16	15	14	93.3	0.9
		小計	204	1,244	908	73.0
(係長級) 3級職	事務(ICT)	4	13	7	53.8	1.8
	児童福祉	8	9	9	100.0	1.1
	児童指導	2	1	1	100.0	0.5
	児童心理	7	8	7	87.5	1.0
		小計	21	31	24	77.4
合計		635	3,153	2,380	75.5	3.7

特別区人事委員会は、9月3日(日)に、特別区職員経験者採用試験・選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の第1次試験・選考を実施しました。

◆特別区職員経験者採用試験・選考  
拓殖大学及び大正大学の2会場で実施しました。受験者数は、全採用区分の合計で2,380名となり、採用予定者に対する合格倍率は3・

7倍となりました。試験内容の見直しや受験資格を緩和した区分については、概ね、申込者数が増加に転じましたが、全体としては採用予定数が増加していることもあり、倍率は低下し、厳しい状況が続いています。

今後、特別区人事委員会では、採用制度の見直しやPRを強化・充実してまいります。

令和5年度 就職氷河期世代を対象とする採用試験 第1次試験実施状況

採用区分	試験区分	採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C/B (%)	倍率 C/A (倍)
就職氷河期世代	事務	41	996	720	72.3	17.6

◆就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験  
立教大学で実施しました。受験者は7,200名となり、採用予定者に対する合格倍率は17・6倍となりました。

経験者及び就職氷河期世代を対象とする採用試験・選考 日程

	経験者	就職氷河期世代
第1次試験・選考	実施済(9月3日(日))	
第1次試験・選考合格発表	10月20日(金)	
第2次試験・選考	10月28日(土)、29日(日)、 11月3日(金)、4日(土)、5日(日) のうち指定する1日	11月3日(金)
最終合格発表	11月17日(金)	

(特別区人事委員会事務局)

# 特別区職員研修所からのご案内

## 12月の研修メニューを紹介します

### ●ピックアップ研修

#### 研修名：自治体経営研修「政策形成能力」(第1回)

日時：11月29日(水)  
15:00~17:00

- 対 象： 管理職、係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可  
 演 題： DX推進に必要な意識改革と思考法 ～自治体DX推進のロードマップ～  
 内 容： ①自治体DXの意義  
 (予定) ②BPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)実践方法  
 ③BPRの具体的事例

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット(★)
<b>専門研修</b>		
自治体債権の管理・回収(演習)	12月上旬	基礎研修修了程度の知識を有し、債権の管理・回収業務を担当する職員
歯科保健	12月上～中旬	保健所・保健センター等に勤務する歯科医師・歯科衛生士
<b>児童相談所関連研修</b>		
児童福祉司任用前講習会・指定講習会②(合同実施)	12/4(月)・12/8(金)・12/11(月)・12/12(火)・12/15(金)・12/18(月)・12/22(金)	児童福祉司任用前講習会：社会福祉主事たる資格を得た後、一定の期間相談援助業務等に従事した職員、子ども家庭福祉に携わる職員等 指定講習会：保健師、保育士等一定の期間相談援助業務に従事した職員
一時保護所職員Ⅱ	12月中旬	★一時保護所に勤務する職員、一時保護所での勤務を予定している職員 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
<b>ステップアップ研修</b>		
思考力・論理構築力向上⑥	12/25(月)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ⑥	12/19(火)・12/20(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化⑥	12/12(火)・12/13(水)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身につけたい主任以下の職員
協働型リーダーシップ③	12/22(金)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
チームリーダーとしての基礎力向上③	12/13(水)・12/27(水)	主任及び係長級の職員 ★タイムマネジメント、危機管理、目標管理、業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 ★係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
<b>サポート研修</b>		
地方自治法⑤	12/12(火)	1級職の職員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員
行政法④	12/25(月)・12/26(火)	主任以下の職員 ★行政法の基礎知識を学び、行政職員としてその知識を仕事に役立てたい職員
<b>試行研修</b>		
管理職研修(ハラスメント防止)	12/26(火)	①管理職 ②管理職選考合格者で、令和5年度において課長補佐にある職員 ★職場におけるハラスメント防止に関する知識やマネジメント能力を身につけたい管理職

※紙面の都合上、12月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部11月に実施する研修を含む。)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>)もご覧ください。

(特別区職員研修所)



TOKYO  
METROPOLITAN  
UNIVERSITY

# 東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 11月開講講座のご案内です！！

## ●知的財産法 チャットGPTなど生成系AIの法的課題 【講座コード：一般 2331G103、高校生 2331G104】

チャットGPTを始めとした生成系AIの活用について、盛んに論議がなされており、具体的な利活用についても検討されています。本講座は、知的財産法を専門とする東京都立大学教授の山神清和が生成系AIの法的課題を知的財産法上の論点を中心として解説します。

第1回 以下の諸点について前提知識の整理と確認を行う。

- ・生成系AIと従来のAIの違い
- ・生成系AIの実例・生成系AIの仕組み（学習と推論）
- ・各国における規制枠組みの現状
- ・日本のAI戦略会議と知的財産推進計画2023 他

第2回 知的財産法とAIの相克を著作権法と特許法を例に解説する。

- ・生成系AIが著作権法にもたらす課題
- ・生成系AIが特許法にもたらす課題

講師：山神 清和

東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授

日時：11月1日、8日（水）

18：30～20：00（全2回）

受講料：5,000円

場所：オンライン

※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての  
《オンライン形式》講座となります。

## ●意思決定の脳科学 脳の働きから選択・意思決定を解き明かす 【講座コード：2331G003】

私たちの生活は選択にあふれています。例えば、「今日の夕食に何を食べるのか?」、「物事を今日やるのか、先延ばしにするのか?」など、私たちの選択はさまざまです。この状況に応じて何かを選択する認知過程を意思決定と呼びます。では、私たちの意思決定は、いつも正しい選択を導くのでしょうか? どうして私たちは選択に迷ったり迷わなかったりするのでしょうか? その日の気分は選択を変えてしまうのでしょうか?

本講座では、意思決定に関わる脳の機能・特性について脳内メカニズムの基礎的な研究知見を学び、私たちの行動や選択を科学的根拠・エビデンスにもとづき考えます。

講師：雨宮 誠一郎

理化学研究所 脳神経科学研究センター 研究員

日時：11月30日（木）、12月7日、14日、21日（木）

19：00～20：30（全4回）

受講料：10,100円

場所：飯田橋キャンパス（対面）

\* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。



# 10月は不適正搬入防止月間です!!



コロナワクチンシール「廃プラスチック類」(不適理由：産業廃棄物) ※法律違反により持込事業者が検挙されました。



大量のペットボトル「廃プラスチック類」(不適理由：産業廃棄物)



大量の缶「金属くず」(不適理由：産業廃棄物)



**「ホームページに掲載中」**

---

**不適正搬入防止に向けた取組**

---

令和5年3月10日  
東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課搬入指導係

<持込ごみ>

	令和4年度	令和5年度
搬入物検査台数(台)	502	236
不適正搬入の発生件数(件)	38	20
警告書の交付(件)	9	10
搬入先工場の制限(件)	9	10

<区収集ごみ>

	令和4年度	令和5年度
搬入物検査台数(台)	1,527	658
不適正搬入の発生件数(件)	423	220

「不適正搬入防止に向けた取組」

(令和4年度は年間、令和5年度は7月末現在)

【該当ページURL】 <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/shidou/documents/tekiseihaisyutsu.html>

**不適正搬入防止月間での主な取組**

10月の不適正搬入防止月間では、清掃工場と不燃ごみ処理センターで、不適正ごみの搬入を未然に防ぐため、搬入物検査を強化します。さらに、清掃工場内のプラットホームやヤードにおける搬入監視も同様に強化します。

**適正な分別・排出にご協力を!**

近年、23区内の清掃工場では、不適正なごみの搬入事例が相次いで発生しています。

清掃工場の受入基準に反する不適物が搬入されてしまうと、焼却炉の停止に至る場合があります。

清掃工場を停止させず、安定的に稼働させるためには、区民や事業者がごみの分別・排出ルールを守ることがとても重要です。

区民への正しいごみ出しルールを周知すること、持込事業者による適正搬入のための資料として活用することを目的とした、不適正搬入の事例集を新たに作成し、「不適正搬入防止に向けた取組」としてホームページに掲載しています。

適正な分別・排出について、皆様のご理解とご協力をお願いします。



ごみ怪獣「フーン」



ごみ怪獣「カーン」

(東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課)

# ごみ性状調査って、どんな調査？

清掃工場で日々受け入れている可燃ごみですが、その中身がどのようなになっているか、ご存知でしょうか。東京二十三区清掃一部事務組合では、ごみの中身を把握するため、23区にある稼働中の20の清掃工場で「ごみ性状調査」を実施しています。

本調査で得たデータは、新たな工場を建設する際に、設備の性能を決定するための基礎データとする等、各施設の適正な運営を図るための基礎資料として活用しています。

ここでは、「ごみ性状調査」について紹介します。

## 調査内容

### ①ごみの組成

ごみを紙類、プラスチック類、繊維などの大まかな種類ごとに分類し、そこから更に細かく分類します（紙類は新聞紙、段ボールなど）。最終的に、50種類以上に分類し、それぞれの比率を算出します。

### ②ごみの見掛け比重

ごみの見掛け比重（体積あたりの重量）を求めます。

### ③ごみの水分・可燃分・灰分

ごみの三成分と言われる水分、可燃分、灰分を算出します。灰分はごみ中の燃やすことのできない物のことです。

### ④ごみの発熱量

ごみを燃やしたときに発生する

熱量を測定します。

### ⑤ごみ中の元素組成

ごみの組成を、水素や炭素などの元素の比率で表します。

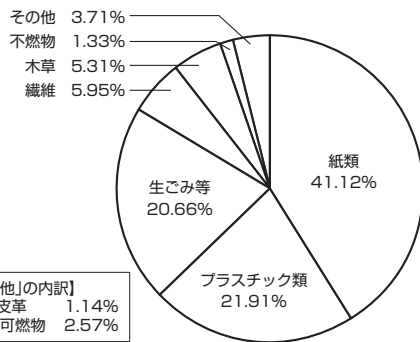
### ⑥ごみ中の重金属の含有量

ごみに含まれる重金属（水銀や鉛等）の量を測定します。

## ごみの中身

令和4年度に実施した調査の結果は、次のとおりです。数値は、各清掃工場で年4回調査した結果の平均値です。

令和4年度ごみ性状調査結果（清掃工場）



清掃工場に搬入されるごみの約1%が、本来搬入できない空き缶やガラス等の不燃物です。また、リチウムイオン電池やガスボンベ等がごみに混入すると、清掃車や工場での火災の原因になります。ごみの適正な分別にご理解とご協力をお願いします。

## 「ごみ性状調査」の現場をお見せします。



①はじめに、ごみを貯めておくごみバンクからごみクレーンで試料を500kg程度採取します。



②分類作業のため、ごみ袋は1袋ずつ破き中身を抜き出します。また、段ボール等の大きなごみはこのとき取り分けます。



③あらかじめ決められた50種類以上の分類のとおり、ごみを別々の容器に取り分けれます。



④分類したごみを計量し、一部を持ち帰ります。持ち帰った試料は、機器を用いて詳細に分析します。

（東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部技術課）

※年度別、清掃工場別のごみ性状調査結果は、ホームページに掲載しています。





## 11月3日（金・祝）にダート競馬の祭典「JBC」をTCKで開催！ 今年のテーマは「高鳴れ、JBC。」

東京シティ競馬（TCK）は、11月3日（金・祝）に、ダート競馬の祭典「JBC」を開催します。TCKでのJBC開催は3年ぶり9回目となり、前回（2020年）と同様にホッカイドウ競馬と連携して実施します。

今年のテーマは「高鳴れ、JBC。」とし、アフターコロナで初となるJBC開催を多くの方に楽しんでいただけるよう、オンラインでのキャンペーンはもちろん、来場者プレゼントやグルメフェスティバルといった競馬場イベントも多数実施します。

さらに、TCKイメージキャラクターの新木優子さん・福士蒼汰さんがJBCのCMに出演し、お二人にはCMやグラフィックを通じて、多くのファンや関係者がJBC開催を待ち焦がれ、心が高鳴る様子を表現していただきます。

11月3日（金・祝）はダート競馬の祭典「JBC」に、どうぞご注目ください！



### 《JBC4競走の発走予定時刻》

- ・大井 9 R 15時20分 JBCレディスクラシック（Jpn I）
- ・大井 10 R 16時00分 JBCスプリント（Jpn I）
- ・門別 11 R 16時30分 JBC2歳優駿（Jpn III）
- ・大井 11 R 17時00分 JBCクラシック（Jpn I）

**JBC2023**  
特設サイトは  
こちら▶▶▶



## ～令和4年度決算の分配金は1区あたり6億円～

TCKでは、利益金の一部を特別区分配金として各区へ分配しています。

このたび、令和5年9月15日（金）に開催された第3回特別区競馬組合議会定例会において、令和4年度決算の分配金が1区あたり6億円・総額138億円と決定されました。この分配金は令和6年度予算に計上され、令和6年4月下旬に各区あて分配予定です。

TCKでは、今後も特別区分配金の分配等を通じて、競馬の目的の一つである「地方財政の改善」に寄与してまいります。

### 当期純利益及び特別区分配金の推移

決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期純利益	61億円	80億円	143億円	162億円	180億円
分配金総額	46億円	69億円	115億円	138億円	138億円
一区あたりの分配額	2億円	3億円	5億円	6億円	6億円

（競馬事務局 広報課）

### 開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
9	9/4～9/8	7,902,474,810円	887,725人	1,975,618,700円	221,931人	8,900円	108.0%	109.9%	98.2%
10	9/17～9/19、 9/21～9/22	5,580,647,620円	841,344人	1,116,129,520円	168,269人	6,630円	84.2%	95.3%	88.4%

※第9回開催9月8日は、台風13号の影響により安全かつ公正な競馬の実施は困難と判断し、開催を取り止めました。



